

豪雪地帯対策特別措置法の改正要望



平成 3 年 6 月

全国雪寒地帯対策協議会
全国特別豪雪地帯市町村協議会

1. 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する要望

特別豪雪地帯における対策につきましては、法第14条及び第15条の特例措置（平成4年3月31日までの時限措置）を基本に各般に渡る対策が確立され、当該地域の雪対策に多大な貢献をしております。

一方、21世紀に向けて国土の均衡ある発展を図る上で、豪雪地帯における定住条件の整備が不可欠であり、雪対策も快適な街づくり等新たな克雪、利雪・親雪対策の推進が必要となってきました。

つきましては、かかる状況を充分御賢察のうえ、法第14条及び第15条の特例措置の延長をはじめとする次の要望事項の実現について特段の御配慮を賜りますよう、お願い申し上げます。

● 豪雪地帯対策特別措置法の改正に関する要望事項

1. 法第 14 条の期限の 10 ヶ年の延長

特別豪雪地帯市町村では、道路改良による除雪レベルの向上が必要であり、また財政力の低い団体が多いため、法第 14 条（基幹的市町村道の道府県代行改築）については、10 ヶ年の延長（平成 4 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）を図ること。

2. 法第 15 条の期限の 10 ヶ年の延長

特別豪雪地帯市町村では、分校の危険建物改築や教職員住宅の建築が見込まれるため、法第 15 条（公立学校施設等の補助率・負担率の引上げ）については、10 ヶ年の延長（平成 4 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日まで）を図ること。

3. 今後の雪対策を推進するための配慮規定の創設

(1) 地方債の運用拡充を図るための配慮規定の創設と次の対策を推進すること。

- ① 地方単独事業の財源措置として「一般単独事業債・地域総合整備事業の特別分」に雪国における快適な街づくり事業を加えること。
- ② 豪雪地帯における冬期道路交通確保対策を推進する財源措置として「一般単独事業債・一般事業・特別豪雪対策事業」を豪雪地帯全域に拡大すること。

(2) 克雪、利雪・親雪対策の事業化等を図るための配慮規定の創設と次の対策を推進すること。

- ① 農業用水利用（農業水利施設の克雪利用）事業の創設。
- ② 克雪用水の特殊な性格（無消費・全量還元等）を考慮した水利権許可の弾力的配慮
- ③ 克雪住宅の開発・普及を促進するため、克雪住宅の技術的基準の早期策定と住宅金融公庫の融資の拡充
- ④ 冬期余暇活動や健康増進に資するため、多目的ドーム、ファミリースキー場等の補助制度等の創設

4. 特別豪雪地帯の指定について

特別豪雪地帯の指定については、地方交付税においても最近の積雪データによる積雪度級地区分の見直しが行われたこと及び経済社会の発展による生活様式の高度化に伴う積雪による生活支障度の変化・拡大を勘案し、特別豪雪地帯指定市町村と同程度の積雪のデータを示した市町村について、追加指定を検討すること。

2. 豪雪地帯の概要

- (1) 「豪雪地帯対策特別措置法」(昭和37年法律第73号)は、「積雪が特にはなはだしい地域における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定・向上を図る」ことを目的として、昭和37年に議員提案により成立したものである。
- (2) 「豪雪地帯」は、同法の政令に基づき、累年平均積雪積算値 5,000 cm・日以上(すなわち、毎日の積雪量の30年以上の平均値の一冬の累計が5,000 cm以上)の地域で一定の条件を満たしている道府県または市町村について指定が行なわれている。(表1のとおり)
- (3) 「特別豪雪地帯」は、豪雪地帯のうち、累年平均積雪積算値 15,000 cm・日以上、または、最高20,000 cm・日以上、あるいは最低10,000 cm・日以上であって、積雪により自動車交通が途絶するなど、住民生活に著しい支障を生ずる地域について特別な施策を講じる必要があるため、昭和45年に制度化されたものである。(表1のとおり)
- (4) 豪雪地帯対策は、同法第3条に定める豪雪地帯対策基本計画に基づき、関係省庁及び地方公共団体において、交通・通信の確保、農林業等の振興、生活環境施設の整備、国土保全施設の整備、雪に関する調査研究及び気象業務の整備等が実施されている。

図1 豪雪地帯・特別豪雪地帯指定地域図

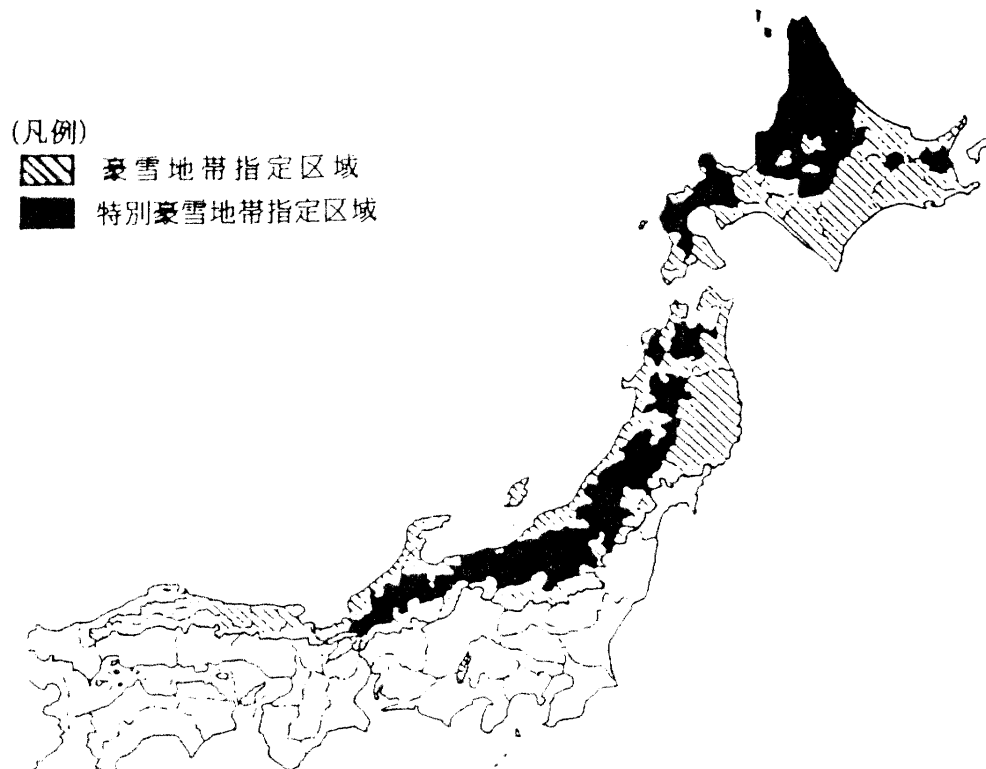
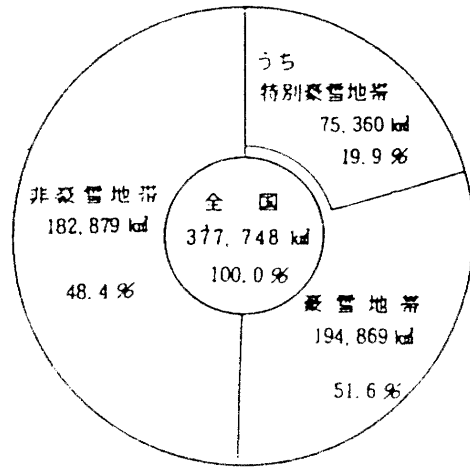
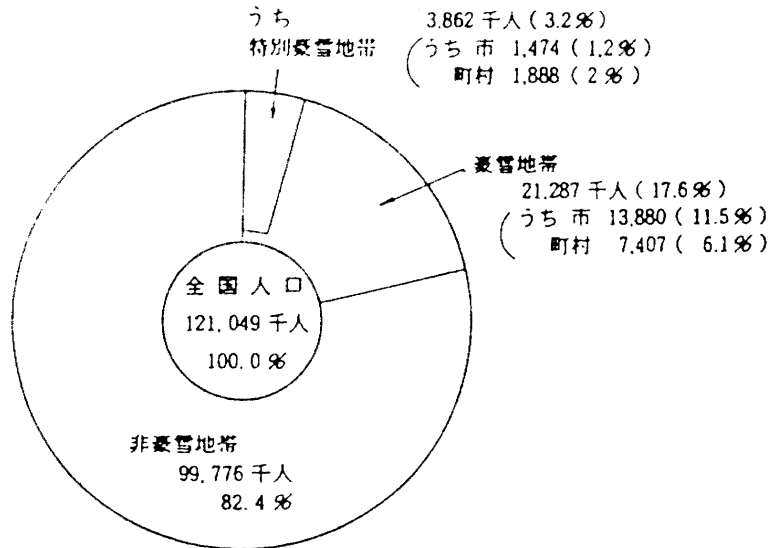


図2 豪雪地帯の面積・人口の割合



(注) 全国値は「全国都道府県市町村別面積調」による。



(注) 昭和60年国勢調査による。

豪雪地帯の現状

区分	① 全国	② 豪雪地帯	③ 特別豪雪地帯	割合 (%)	
				②/①	③/①
人口 (万人)	12,105	2,129	386	17.6	3.2
面積 (km)	377,748	194,869	75,360	51.6	19.9
市町村数	3,245	965	280	29.7	8.6

表1 豪雪地帯道府県別市町村数

道府県名	全市町村数	豪雪地帯				うち特別豪雪地帯			
		計	市	町	村	計	市	町	村
北海道	※ 212	212	32	156	24	94	13	65	16
青森県	※ 67	67	8	34	25	15	3	8	4
岩手県	※ 60	60	13	30	17	3	—	1	2
宮城県	71	19	3	15	1	1	—	1	—
秋田県	※ 69	69	9	50	10	24	2	17	5
山形県	※ 44	44	13	27	4	28	7	17	4
福島県	90	31	4	15	12	18	—	10	8
栃木県	49	6	2	3	1	—	—	—	—
群馬県	70	24	2	9	13	1	—	—	1
新潟県	※ 112	112	20	56	36	53	9	25	19
富山県	※ 35	35	9	18	8	13	—	8	5
石川県	※ 41	41	8	27	6	6	—	1	5
福井県	※ 35	35	7	22	6	5	2	2	1
山梨県	64	2	—	1	1	—	—	—	—
長野県	121	31	6	6	19	11	1	2	8
岐阜県	99	32	1	10	21	7	—	1	6
静岡県	74	2	1	1	—	—	—	—	—
滋賀県	50	11	2	8	1	1	—	1	—
京都府	44	17	4	13	—	—	—	—	—
兵庫県	91	22	1	21	—	—	—	—	—
鳥取県	※ 39	39	4	31	4	—	—	—	—
島根県	59	15	—	12	3	—	—	—	—
岡山県	78	21	2	9	10	—	—	—	—
広島県	86	16	—	12	4	—	—	—	—
計	1,760	963	151	586	226	280	37	159	84

注) 1. ※は、全域豪雪地帯である。
 2. 平成3年4月1日現在

3. 豪雪地帯対策特別措置法

〔昭和37年4月5日〕
〔法律第73号〕

最終改正 平成3年3月30日
法律第15号（国の補助金等
の臨時特例等に関する法律）

〔注1. 法律は恒久法（議員立法）
2. 法律第14条（市町村の道県代行）、
第15条（公立小中学校の施設に
関する補助率かさ上げ）は平成3年度
（平成4年3月31日まで）。〕

（目的）

第1条 この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

（豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定）

第2条 内閣総理大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、国土審議会の意見を聴いて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の豪雪地帯のうち、積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域について、国土審議会の議決を経て内閣総理大臣が定める基準に従って、豪雪地帯として指定された道府県の区域の一部を特別豪雪地帯として指定する。

3 内閣総理大臣は、豪雪地帯又は特別豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。

（豪雪地帯対策基本計画の樹立）

第3条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画（以下「基本計画」という。）を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。

3 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前3項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

(基本計画の内容)

第 4 条 基本計画には、次の各号に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

- 一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
 - 二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項
 - 三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
 - 四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する重要事項で政令で定めるもの
- 2 内閣総理大臣は、基本計画を定めるに当たっては、特別豪雪地帯につき、住民の生活水準の維持改善に関し必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。

(国土審議会)

第 5 条 国土審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。

- 一 豪雪地帯及び特別豪雪地帯の指定に関する事項
 - 二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
 - 三 豪雪地帯に適應する産業の振興に関する事項
 - 四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項
 - 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項
- 2 国土審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

第 6 条から第 8 条まで 削除

(基本計画に基づく事業の実施)

第 9 条 基本計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(事業計画の作成及び調整)

第 10 条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を作成し、これを国土庁長官（北海道の区域内にある豪雪地帯に係る事業計画については、北海道開発庁長官。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 国土庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。

(基本計画の実施に要する経費)

第11条 政府は、基本計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。

(関係機関等の協力)

第12条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

(工事の早期着手等についての配慮)

第13条 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができるようにする等基本計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。

(特別豪雪地帯における基幹道路の整備の特例)

第14条 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で建設大臣が指定するもの(以下「基幹道路」という。)の改築については、昭和47年4月1日から平成4年3月31日までの間に限り、道路法(昭和27年法律第180号)の規定にかかわらず、基本計画に基づいて、道府県が行うことができる。

2 道府県は、前項の規定により市町村道の改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該市町村道の道路管理者(道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。)に代わつてその権限を行なうものとする。この場合において、都道府県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、当該道府県を統轄する道府県知事が行なう。

3 第1項の規定により道府県が行なう基幹道路の改築に係る事業(以下「基幹道路整備事業」という。)に要する経費については、当該道府県が負担する。

4 基幹道路整備事業に要する経費に係る国の負担又は補助については、基幹道路を道府県道とみなす。

5 第3項の規定により基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。)第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、基幹道路整備事業(北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものを除く。)を同条第2項に規定する開発指定事業とみなして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹道路整備事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割合が北海道の区域以外の区域における当該事業に相当する事業に係る経費に対する通常国の負担割合と異なるものについては、第3項の規定により当該基幹道路整備事業に要する経費を負担する道府県が負担特例法第2条第1項に規定する適用団体である場合においては、国は、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合をこえるものにあつては、第1号に掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を、第1号に掲げる国の負担割合が第2号に掲げる国の負担割合をこえないものにあつては、第2号に

掲げる国の負担割合により算定した額に相当する額を負担し、又は補助するものとする。

- 一 北海道の区域以外の区域における当該基幹道路整備事業に相当する事業に係る経費に対する通常の国の負担割合を北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合として負担特例法第3条第1項及び第2項の規定により算定した国の負担割合
- 二 北海道の区域における当該基幹道路整備事業に係る経費に対する国の負担割合

(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校の施設等に対する国の負担割合の特例)

第15条 地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次の各号に掲げる新築若しくは増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）又は改築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。以下同じ。）に要する経費についての昭和47年度から平成3年度までの各年度における国の負担割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、3分の2（昭和60年度にあつては10分の6、昭和61年度から平成3年度までの各年度にあつては10分の5.5）とする。ただし、他の法令の規定により当該割合を超える国の負担割合が定められている場合には、この限りでない。

- 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の分校の校舎及び屋内運動場（へき地学校（へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校をいう。）にあつては当該学校に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設を含む。）の新築若しくは増築又はこれらの施設で構造上危険な状態にあるものの改築
 - 二 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎で構造上危険な状態にあるものの改築
- 2 国は、地方公共団体が基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次の各号に掲げる新築若しくは増築又は建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に要する経費については、昭和47年度から平成3年度までの各年度において、その3分の2（昭和60年度にあつては10分の6、昭和61年度から平成3年度までの各年度にあつては10分の5.5）を補助するものとする。
- 一 積雪による通学の困難を緩和するための公立の小学校又は中学校の寄宿舎の新築又は増築
 - 二 公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員の積雪による通勤の困難を緩和するための住宅の建築
- 3 前項の規定により国が補助する場合の経費の範囲及び算定基準その他国の補助に関し必要な事項は、政令で定める。

(国の負担割合の特例)

第16条 前2条に定めるもののほか、基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

4. 豪雪地帯対策特別措置法の見直しに関する懇談会の意見（答申）

1. 法第14条並びに第15条の期限切れの対応について

(1) 法第14条（根幹的市町村道の道府県代行改築）

法第14条に基づく特豪市町村道代行改築事業をはじめとする道路整備事業により、自動車交通の途絶状況はかなり改善されつつある。

しかし、特豪市町村道における除雪状況は、実延長に対する常時除雪路線の割合が未だ4割程度に過ぎず、更に除雪計画路線延長と常時除雪路線延長との間にも相当なかい離が見られる。

また、特豪市町村道の改良率は、なお豪雪地帯の平均を下回っており自動車交通途絶の改善も最近の少雪傾向による影響が大きいものと見られるので特豪代行改築の期間については、10カ年の延長（平成4年4月1日から平成14年3月31日まで）を図る必要があると考えられる。

(2) 法第15条（公立学校施設等の補助率・負担率の引上げ）

法第15条に基づく公立学校施設等の整備状況は、学校統合や通学バスの普及、分校の児童・生徒数の減少等により落込んでいるが、危険建物の改築や教職員住宅の建築は保有面積や整備実績等を見ると、今後もかなりの需要が見込まれる。

従って、公立学校施設等の補助率・負担率の引上げ期間については10カ年の延長（平成4年4月1日から平成14年3月31日まで）を図る必要があると考えられる。

なお、危険建物改築事業の対象を本校にまで拡大すべきであるとの意見もあったが「過疎地域活性化特別措置法」等との均衡を考慮すると、現行の予算補助による対応でやむを得ないと考えられる。

2. 地域指定について

(1) 法第2条第2項における特別豪雪地帯の定義

法第2条第2項では特別豪雪地帯について「積雪の度が特に高く、かつ、積雪により長期間自動車の交通が途絶する等により住民の生活に著しい支障を生ずる地域」と定義している。

この定義については、最近の雪国の事情変化を勘案して見直しを行わざるを得ないとの意見があった。

すなわち

ア 長期間自動車交通の途絶は基本的に解消の方向にある。

イ 最近の雪対策は、市街地の克雪対策や利雪・親雪対策等新たな対策が重要な行政課題となつてきている。

ウ 積雪による生活支障の要件として自動車交通の途絶に替わる客観的基準が見いだせない事情にある。

等の状況変化が見られる。

このような状況変化に対応するためには、法第2条第2項を見直し特豪地域の定義を積雪度のみの要件とするように改め特豪地域の拡大を図り、地域の事情に応じた必要な対策を実施しようとするものであった。

しかし

ア 自動車交通途絶状況の改善は最近における少雪傾向の影響を考慮すべきであり、雪国では依然として大きな課題となっている。

イ 新たな雪対策の課題は、特豪地域の拡大によって対処すべきではなく豪雪地帯全体を対象に施策化を図る必要がある。

ウ 現行の特豪制度（法第14条・15条）は、豪雪後進地域対策の性格をもつものであり、これを性急に変わるべきではない。

と考えられるので法第2条第2項の特別豪雪地帯の定義に関する規定は、当面見直す必要がないと考えられる。

(2) 特別豪雪地帯の指定基準

特豪指定基準については、46年の制度発足以来4回の追加指定（48年、51年、54年、58年）が行われ、特に54年の追加指定では指定基準の抜本的見直しがあったが、既指定地域については「その実状を重視し、にわかにならざることを前提とし、これを変更しない」との考えかたから、54年の指定基準は追加指定のためにのみ用いられた。（以下「54年方式」という。）

このため、特豪指定は現在二つの基準によって指定されており制度発足から20年も経過し、法の一部が期限切れとなるのを契機に、5カ年程度の経過措置を取った上で、既指定基準を廃止し新たな基準による地域指定の全面的見直しをする必要があるとの意見があった。

しかし、見直し案によっては新規の指定団体がある一方、指定解除となる団体も考えられ、特豪市町村に対しては関係省庁において多くの特例措置が実施されていることから、指定解除となる団体には経過措置を設けても大きな痛手となる恐れがある。

このような事情を考慮すると、特豪指定基準については、54年方式を踏襲し、既指定地域は現行どおりとした上で、最近の諸状況の変化を反映した追加指定のための基準を設ける方向が妥当と考えられる。

<追加指定のための新たな基準>

54年に設けられた指定基準は、長期間の自動車交通途絶の状況が大きく変化してきた実態を踏まえて特に生活の支障の要件を抜本的に見直し（指標の拡大・指数化・ウエイトの移動等）たものであるから、新基準は54年基準を基とし、一部見直しの上各指標について最新データに入換えて、裁量の余地が入らないシンプルなものとするのが合理的と考えられる。

ア 積雪の度の要件（1号要件）

1号要件は従前から普通交付税・積雪度級地区分に係るデータを基礎としていたが、この度積雪度級地区分の抜本的改正が行われたので新特豪指定基準もデータを入換えることが必要と考えられる。

この場合、1号要件は非特豪市町村で特に積雪度が高いことを認定する基準であるから、新積雪度級地3級地以上とすることが妥当と考えられる。

イ 生活支障の要件（2号要件）

2号要件は、54年基準の2号要件の運用基準を、概ね次の点について見直したものとすることが妥当と考えられる。

- a 自動車交通の途絶については、現在の自動車交通が地域住民の日常生活において1日足りとも欠くことができない生命線であることを考慮して30日基準等を大幅に引下げる。
- b 財政力については、新積雪度級地区分に対応して配点基準を見直す。
- c 集落の分散度については、新積雪度級地区分に対応させるとともに散居型集落における雪対策の困難度を一層重視し基準の引下げと配点の引上げを図る。
- d 各指標については、可能な限り最新データと入換える。

なお、既指定地域の確保を最優先するため、追加指定は行わないとする意見もあったが、新積雪度級地区分指定によると非特豪市町村で3級地となる団体が相当数に達することを考慮すると妥当でないと考えられる。

3. 豪雪地帯における今後の基本的対策について

今後の雪対策については、「第四次全国総合開発計画」や「豪雪地帯対策基本計画」等において従前からの冬期道路交通確保対策の一層の充実とともに新たな課題が多数提起されている。

これらの新たな課題は、その性格上豪雪地帯全体を対象として施策化することが望まれるが、豪雪法においても特に重要な課題について事業化を促すため新たに配慮規定を設けることが必要と考えられる。

<豪雪法における新たな配慮規定>

- ① 国は、豪雪地帯の市町村が豪雪地帯対策基本計画に基づいて実施する豪雪地帯対策の円滑な実施を促進するため、地方債の運用について適切な配慮を講ずるものとする。
- ② 国は、豪雪地帯の市町村が豪雪地帯対策基本計画に基づいて実施する克雪及び利雪・親雪対策等の円滑な実施を援助するため、適切な配慮を講ずるものとする。

なお、配慮規定に係る具体的な事業内容を例示すると、次のとおりである。

① 地方債の配慮

ア 地方単独事業の財源措置として「一般単独事業債・地域総合整備事業の特別分」に新たに雪国における快適な環境整備を促進するための事業を加えて、その積極的な推進を図る。

イ 豪雪地帯における道路拡幅・堆雪帯の確保・関連防雪施設の整備等冬期道路確保対策事業を推進する財源措置として一般単独事業債・一般事業・特別豪雪対策事業を豪雪地帯全域に拡大する。

② 克雪、利雪・親雪対策等の推進のための配慮

ア 農業用水を利用する克雪用水対策事業の推進を図る。

イ 河川流水の克雪使用を拡充するため克雪用水の特殊な性格（無消費・全量還元等）を考慮して、流水使用許可の弾力的運用を図る。

- ウ 克雪住宅の開発・普及を促進するため克雪住宅の技術的基準の早期策定と住宅金融公庫による必要な資金の貸付けの拡充を図る。
- エ 雪対策の効率化を促進するため雪情報システムの整備を図る。
- オ 冬期余暇活動や健康増進のための施設（多目的ドーム、ファミリースキー場等）整備を図る。

この答申は、豪雪地帯対策特別措置法第 14 条並びに 15 条の期限切れの対応等当面の雪対策について現行法の枠内で対処しうる範囲内とした。

しかし、今後の雪対策にあたっては、現行法では限界があり近い将来抜本的改正ないし新法の制定が必要であるとの強い意見があつたことを付記いたします。

豪雪地帯対策特別措置法改正問題懇談会委員名簿

1. 懇談会委員

○学識経験者関係（7名）

委員	鈴木	哲	新潟大学工学部教授
”	田中	暁	全国町村議会議長会事務総長（会長代理）
”	塚田	実	地方競馬全国協会副会長
”	広瀬	慎一	富山県立大学農業技術学科教授
”	降矢	敬義	前参議院議員（会長）
”	松原	邦明	弘前大学教育学部教授
”	吉越	治雄	（株）東北建設協会理事長

○地方公共団体関係（11名）

委員	鈴木	弘泰	北海道企画振興部長
”	深谷	憲一	秋田県企画調整部長
”	山崎	市郎	新潟県企画調整部長
”	内貴	滋	富山県企画県民部長
”	宮下	哲	長野県生活環境部長
”	土井	康稔	鳥取県企画部長
”	宮下	雄一郎	北海道倶知安町長
”	佐々木	誠造	青森県青森市長
”	高橋	幸翁	山形県米沢市長
”	大塚	久郎	新潟県新井市長
”	小野沢	静夫	長野県飯山市長（平成2年9月退任）